正当な理由

由利本荘市

１　　　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下「訪問介護サービス等」という。）が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合

１の２　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域にかかわらず、実際の居宅介護支援の利用者の９０％以上が特定の地域に集中していて、その特定の地域について、訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合

「特定の地域」とは、次に掲げる地域のいずれかに該当するものとする。

（１）居宅介護支援事業者の実施地域が複数の市町村にわたる場合の各市町村

（２）行政機関が定めた市町村を分割した地域（中学校区）

（注）「特定の地域」は単一の地域である必要はない。例えば、居宅介護支援の利用者の９０％以上がＡ地域とＢ地域に集中していて、Ａ地域とＢ地域を合わせても５事業所未満である場合も、正当な理由に該当する。

１の３　通所介護、地域密着型通所介護において、居宅介護支援の利用者の９０％以上の利用者からみて、集中している通所介護事業所以外の事業所を利用するとすれば、送迎に片道３０分以上の時間を要する場合

１の４　訪問介護について、居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、通院等乗降介助を実施している事業所が５事業所未満であって、かつ、通院等乗降介助を利用している居宅サービス計画数を除外して再計算すると、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数の占める割合が８０％以下となる場合

２　　　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

３　　　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である場合

３の２　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が１月当たり平均１０件以下である場合

４　　　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより、特定の事業者に集中していると認められる場合（利用者から質が高いことなどを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもので、次の場合に限る。）

（１）訪問介護において、特定事業所加算ⅠからⅣのいずれかを算定している場合（加算を算定していないが、同等の体制にあるものとして挙証書類を提出した場合を含む。）

（２）通所介護において、一体的に総合事業通所型サービスを実施しており、事業所評価加算を算定している場合（加算を算定していないが、同等の体制にあるものとして挙証書類を提出した場合を含む。）

備考「1 の2」、「1 の3」、「1 の4」は、由利本荘市独自の規定である。

正当な理由留意事項

１．正当な理由「１」について、地域の各サービスの事業所数は、当該年度の4月1日を基準としてカウントします。4月1日現在の事業所数は、本荘由利広域市町村圏組合ホームページで公開しています。

２．正当な理由「１の２」について、由利本荘市、にかほ市の規則で定められた中学校区をもとに判断してください。

３．正当な理由「３」は居宅サービス計画件数全体で見るもので、「３の２」はサービスごとの計画数で見るものです。

４．正当な理由の「４」の挙証資料は以下のとおりです。

（１）、（２）共通

・利用者から質が高いことを理由に該当サービスを利用したい旨の理由書（任意様式）

・地域ケア会議や地域包括支援センターが実施する事例検討会等に当該利用者のサービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けたことがわかる資料（任意様式）

（１）について必要な資料

・特定事業所加算ⅠからⅣを算定していることがわかる書類

・特定事業所加算ⅠからⅣを算定していないが、同等の体制にあることがわかる書類一式

（２）について必要な資料

・事業所評価加算を算定していることがわかる書類

・事業所評価加算を算定していないが、同等の体制にあることがわかる書類一式